

青山国際税理士法人 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年5月1日 ～ 令和6年4月30日までの2年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、休業中の社会保険料の免除など、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・ 制度に関する資料を社内クラウドシステム上に掲示する等により社員へ周知
- ・ 制度利用促進のため相談窓口を周知

目標2：令和5年5月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度と、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度を導入する。

<対策>

- ・ 就業規則等への制度の規定
- ・ 制度導入について、社内報などによる社員への周知

